

○霧島市個人住宅雨水貯留施設等設置事業助成金交付要綱

令和4年3月31日

上下水道部管理告示第4号

(目的及び趣旨)

第1条 この告示は、区域(霧島市公共下水道事業計画で定める雨水事業計画区域をいう。以下同じ。)内の個人住宅において雨水貯留施設等を設置する者に対して、予算の範囲内において霧島市個人住宅雨水貯留施設等設置事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、雨水の流出を制限し、都市型水害の軽減を図るとともに、雨水利用の促進及び地下水のかん養に寄与することを目的とする。

2 助成金の交付の手続については、霧島市補助金等交付規則(平成17年霧島市規則第53号)に定めがあるもののほか、この告示に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 個人住宅の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、動力を用いずに側溝等に排水することにより、河川、水路等への流出を制御する施設をいう。
- (2) 雨水浸透施設 個人住宅の屋根に降った雨水を人工的に地下に浸透させることにより、河川、水路等への流出を制御する施設をいう。
- (3) 雨水貯留施設等 雨水貯留施設又は雨水浸透施設をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、本市内に住所を有し、区域内に自ら居住する個人住宅において次条に定める基準に適合する雨水貯留施設等を設置する者で、次に掲げる全ての要件を備えた者とする。

- (1) 雨水貯留施設等を設置する住宅の所有者若しくは使用者で雨水貯留施設等の設置につき正当な権限を有する者又は雨水貯留施設等が設置されている新築住宅を購入する者
- (2) 過去にこの告示に基づく助成金の交付を受けていない者又は過去にこの告示に基づく助成金の交付を受けた者で前回の補助金等確定通知の日から10年を経過した者
- (3) 市税、水道料金、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していない者

(雨水貯留施設等の設置基準)

第4条 この告示による助成を受けて設置する雨水貯留施設等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 直接雨どいから接続できる位置に設置すること。
- (2) 雨水以外のものを流さないものであること。
- (3) 雨水貯留施設にあつては、貯留容量が65リットル以上であること。
- (4) 雨水浸透施設にあつては、設置する場所ががけ崩れの危険性がある地域外であること。

と。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、雨水貯留施設等の設置に要する費用として市長が認めた額の3分の2に相当する額とし、雨水貯留施設にあつては1施設につき3万8,000円を限度とし、雨水浸透施設にあつては1施設につき2万2,000円を限度とする。

2 助成の対象は、原則として2施設までとする。

(雨水貯留施設等の保全等)

第6条 この告示により助成金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設等の設置後10年間は当該雨水貯留施設等をその用途に使用するとともに、その維持及び保全に努めなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。